

和歌山県がん対策推進条例案に対する附帯決議

県当局は、和歌山県がん対策推進条例の施行に当たり、同条例の目的、基本理念及び趣旨に照らして、次の事項について、十二分に配慮し、県民の安心・安全な暮らしづくりに努めるよう、適切な措置を講ずること。

- 1 時代に即応した高度で先進的な医療機器等のハード機能と、がんに関する県民からのあらゆる相談に対応できる支援窓口等のソフト機能を有するとともに、医療従事者の研修育成等の支援機能を兼ね備えた総合的ながん対策推進の施設を整備し、また、その周知啓発に積極的に取り組むこと。

以上、決議する。

平成24年12月26日

和歌山県議会